

まん延防止等重点措置解除後の感染リバウンド防止対策について

区分	まん延防止等重点措置	解除後の感染リバウンド防止対策																																																																								
区域	全 域 (措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)	全 域																																																																								
期 間	令和3年6月21日(月)から 令和3年7月11日(日)まで (21日間)	令和3年7月12日(月)から 令和3年7月31日(土)まで (20日間)																																																																								
外出自粛等	[特措法第31条の6第2項、第24条第9項] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 ・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等に入入りしないことを要請 ・感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	[特措法第24条第9項] ・感染拡大地域への不要不急の往来及び県境を越えた不要不急の往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等に入入りしないことを要請 ・感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請																																																																								
飲食店 遊興施設(*1) 結婚式場(*1)	【措置区域】(神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第31条の6第1項等] ○時短要請等 ・5時～20時の営業時間短縮を要請 ・平日の酒類提供(*3)は11時～19時とすることを要請(「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請) ・土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請(県独自) ・カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項] ○時短要請等 ・5時～21時の営業時間短縮を要請(県独自) ・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(県独自) ・カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請	(神戸市・阪神南・阪神北地域、明石市) [特措法第24条第9項等] ○時短要請等 ・5時～20時30分の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨 (東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] ○時短要請等 ・5時～21時30分の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨																																																																								
多数利用施設 〔特措法施行令第11条〕 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	【措置区域】(神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請(協力要請) ・平日の酒類提供(*3)は11時～19時とすることを要請(「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請) ・土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> <td>・平日の酒類提供(*3)は11時～19時とすることを要請(「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請) ・土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> <td>【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td>・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請</td> </tr> </tbody> </table> ※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>・21時までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> <td>・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> <td>・入場整理の実施を要請</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>・感染対策の徹底を要請</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	要請内容	運動・遊技施設	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請(協力要請) ・平日の酒類提供(*3)は11時～19時とすることを要請(「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請) ・土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請	劇場、映画館等		集会・展示施設		博物館等	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・平日の酒類提供(*3)は11時～19時とすることを要請(「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請) ・土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請	遊興施設		商業施設(生活必需物資を除く)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請	サービス業(生活必需サービスを除く)	・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請	種類	要請内容	運動・遊技施設	・21時までの営業時間短縮の協力依頼	劇場、映画館等	・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請	集会・展示施設		博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・入場整理の実施を要請	遊興施設	・感染対策の徹底を要請	商業施設(生活必需物資を除く)		サービス業(生活必需サービスを除く)		(神戸市・阪神南・阪神北地域、明石市) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> <td>・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> <td>・入場整理の実施を要請</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>・感染対策の徹底を要請</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> <td>※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等 (東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> <td>・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> <td>・入場整理の実施を要請</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>・感染対策の徹底を要請</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> <td>※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	要請内容	運動・遊技施設	・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼	劇場、映画館等	・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請	集会・展示施設		博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・入場整理の実施を要請	遊興施設	・感染対策の徹底を要請	商業施設(生活必需物資を除く)	※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請	サービス業(生活必需サービスを除く)		種類	要請内容	運動・遊技施設	・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼	劇場、映画館等	・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請	集会・展示施設		博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・入場整理の実施を要請	遊興施設	・感染対策の徹底を要請	商業施設(生活必需物資を除く)	※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請	サービス業(生活必需サービスを除く)	
種類	要請内容																																																																									
運動・遊技施設	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請(協力要請) ・平日の酒類提供(*3)は11時～19時とすることを要請(「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請) ・土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請																																																																									
劇場、映画館等																																																																										
集会・展示施設																																																																										
博物館等	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼																																																																									
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・平日の酒類提供(*3)は11時～19時とすることを要請(「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請) ・土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請																																																																									
遊興施設																																																																										
商業施設(生活必需物資を除く)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請																																																																									
サービス業(生活必需サービスを除く)	・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請																																																																									
種類	要請内容																																																																									
運動・遊技施設	・21時までの営業時間短縮の協力依頼																																																																									
劇場、映画館等	・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請																																																																									
集会・展示施設																																																																										
博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請																																																																									
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・入場整理の実施を要請																																																																									
遊興施設	・感染対策の徹底を要請																																																																									
商業施設(生活必需物資を除く)																																																																										
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																																										
種類	要請内容																																																																									
運動・遊技施設	・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼																																																																									
劇場、映画館等	・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請																																																																									
集会・展示施設																																																																										
博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請																																																																									
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・入場整理の実施を要請																																																																									
遊興施設	・感染対策の徹底を要請																																																																									
商業施設(生活必需物資を除く)	※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請																																																																									
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																																										
種類	要請内容																																																																									
運動・遊技施設	・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼																																																																									
劇場、映画館等	・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請																																																																									
集会・展示施設																																																																										
博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請																																																																									
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・入場整理の実施を要請																																																																									
遊興施設	・感染対策の徹底を要請																																																																									
商業施設(生活必需物資を除く)	※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請																																																																									
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																																										
イベント	[特措法第24条第9項] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容定員</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> </tr> </tbody> </table> (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21時までの営業時間短縮を要請	区分	収容定員	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	<国の開催基準を踏まえ決定> [特措法第24条第9項] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容定員</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人以下 又は 収容定員の50%以内 (≦10,000人)の いずれか大きい方</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> </tr> </tbody> </table> (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21時までの営業時間短縮を要請	区分	収容定員	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内 (≦10,000人)の いずれか大きい方	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																								
区分	収容定員	人数上限																																																																								
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人																																																																								
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																																									
区分	収容定員	人数上限																																																																								
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内 (≦10,000人)の いずれか大きい方																																																																								
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																																									
出勤抑制	[特措法第24条第9項] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請	[特措法第24条第9項] ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請																																																																								

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設
*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設

*3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

*4 アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内